

壮瞥町告示第6号

令和2年壮瞥町議会第2回臨時会を、次のとおり招集する。

令和2年2月5日

壮瞥町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和2年2月12日

2 場 所 壮瞥町役場 大会議室

3 付議事件

(1) 令和元年度壮瞥町一般会計補正予算(第12号)について

○応招議員（9名）

1 番 菊 地 敏 法 君
3 番 佐 藤 忞 君
5 番 山 本 勲 君
7 番 毛 利 爾 君
9 番 長 内 伸 一 君

2 番 松 本 勉 君
4 番 加 藤 正 志 君
6 番 真 鍋 盛 男 君
8 番 森 太 郎 君

○不応招議員（0名）

令和２年壮瞥町議会第２回臨時会会議録

○議事日程（第１号）

令和２年２月１２日（水曜日） 午前１０時００分開会

日程第 １ 会議録署名議員の指名

日程第 ２ 会期の決定について

日程第 ３ 議案第４号について

○出席議員（９名）

1 番	菊 地 敏 法 君	2 番	松 本 勉 君
3 番	佐 藤 忖 君	4 番	加 藤 正 志 君
5 番	山 本 勲 君	6 番	真 鍋 盛 男 君
7 番	毛 利 爾 君	8 番	森 太 郎 君
9 番	長 内 伸 一 君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	黒 崎 嘉 方 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会 計 管 理 者	阿 部 正 一 君
税 務 会 計 課 長	
総務課長（兼）	庵 匡 君
企 画 財 政 課 長	上 名 正 樹 君
住 民 福 祉 課 長	齊 藤 英 俊 君
産 業 振 興 課 長（兼）	木 下 薫 君
商 工 観 光 課 長	三 松 靖 志 君
建 設 課 長	澤 井 智 明 君
生 涯 学 習 課 長	齋 藤 誠 士 君
選 管 書 記 長（兼）	庵 匡 君
農 委 事 務 局 長（兼）	木 下 薫 君
監 委 事 務 局 長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長（兼）	小 林 一 也 君
------------	-----------

◎開会の宣告

○議長（長内伸一君） ただいまから令和２年壮瞥町議会第２回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） 直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において

７番 毛利 爾君 ８番 森 太郎君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（長内伸一君） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日間と決しました。

◎議案第４号

○議長（長内伸一君） 日程第３、議案第４号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 令和２年第２回臨時会に当たり提出いたします議件は、議案第４号の１件であります。その内容についてご説明申し上げます。

議案第４号 令和元年度壮瞥町一般会計補正予算（第１２号）について。

令和元年度壮瞥町一般会計補正予算（第１２号）は、次に定めるところによる。

第１条 既定の歳入歳出予算の総額 ４１億 ９,３０５万 ６,０００円に歳入歳出それぞれ ２,０４９万 ８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ ４２億 １,３５５万 ４,０００円と

する。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。6 ページになります。総務費、総務管理費、財産管理費で 16 万円の追加となります。財産管理事業一般経費になりますが、老人クラブ寿会が事務所として使用しているゆーあいの家和室の暖房設備配管が漏水し、故障したため修理、取替えを行うものであります。

財政費、町有住宅管理費で 200 万円の追加となります。町有住宅維持管理事業になりますが、空き家となっていた町有住宅 7 軒について今後の利用を図るため修繕を行うものであります。

地域振興基金費で 20 万円の追加となります。地域振興基金積立金になりますが、町民の方から壮瞥高等学校の教育やバドミントンの振興に対する指定寄附金でそれぞれ 20 万円、合計で 40 万円を頂きましたが、このうちバドミントンの振興に関しては次年度において効果的な活用を図るため地域振興基金に積み立てるものであります。

農林水産業費、農業費、農業振興費で 1,792 万 5,000 円の追加となります。産地パワーアップ事業になりますが、町内の 1 法人、1 団体がブロッコリー生産について作付面積の拡大や栽培作業の効率化、収量、品質の向上を図るため新たに農業機械を導入する取組に対する補助金であります。

教育費、高等学校費、高等学校総務費で 21 万 3,000 円の追加となります。高等学校施設管理事業になりますが、先ほどご説明申し上げました町民の方からの寄附金を活用して農産加工室の窓に遮熱フィルムを施工し、直射日光などの日射熱による室温の上昇を抑制し、室内環境の改善を図るものであります。

5 ページをおめくりいただきまして、歳入では地方交付税で 217 万 3,000 円の追加となります。

道支出金、道補助金、農林水産業費補助金で 1,792 万 5,000 円の追加となります。産地パワーアップ事業補助金で 1,792 万 5,000 円となります。

寄附金、寄附金、一般寄附金で 40 万円の追加となります。教育振興に対する指定寄附金になりますが、町民の方から壮瞥高等学校の教育やバドミントンの振興に資する目的で 40 万円の寄附をいただいたものであります。

第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

以上が今臨時会に提案します議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

議案第 4 号 令和元年度壮瞥町一般会計補正予算（第 12 号）についてを議題といたします

す。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出について受けます。一般２ページ。

３番、佐藤恣君。

○３番（佐藤 恣君） まず、２点あるのですけれども、１点目申し上げたいと思います。

町有住宅管理費、町有住宅の今後の利用を考えて７戸の修繕を行うという説明がありましたが、これは町内のどこの地区にある住宅を修繕するのか、その点についてまず最初に伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

今回補正予算で計上させていただきました修繕する対象の住宅につきましては、滝之町地区で２戸、久保内地区で５戸、計７戸を予定しております。滝之町地区につきましては、建部の公営住宅団地の横にある町有住宅で１戸と壮警高校の横にあります旧保育所のほうにある住宅１戸となります。久保内地区の住宅につきましては、旧久保内中学校横にあります町有住宅で５戸、全てが久保中の横の５戸になります。合計の７戸となります。

以上です。

○議長（長内伸一君） ３番、佐藤恣君。

○３番（佐藤 恣君） 修繕箇所といいますか、住宅の場所分かりました。やはりここに来て入っていただく方にきちとした住宅を提供することが必要でないかなと。例えば高校の横の住宅のこともお話ありましたけれども、このことについては建部自治会でも町政懇談会の中でいろいろと申し入れているところでもあります。そこで、住宅があるのですけれども、入っていないところの管理、これについても実は町政懇談会、建部で独自に開催していただいた中でも要望出しているのですけれども、やはり入っていない住宅の周辺の環境整備、これについても十分今後配慮していただくことが必要でないかな、そういうこと気になるのですけれども、町内にはいろいろと入っていないところあります。例えば久保内小学校のところを見ますと、門のところから入っていきますと左側に２戸の住宅ありますけれども、あれが将来的に使う住宅なのかどうか、やはりあれはずっと空き家になっているから、入れないような状況でないかなと思うのです。そういう住宅を今後どのような形で管理していくのか、取り壊してしまうのか、それとも朽ちるまでずっと今のまま置いておくのか、これらの今後の住宅管理の在り方についてお尋ねしたいのですが、よろしく願います。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

空き家となっている町有住宅の周辺の管理につきましては、基本的には空き家以外のところについては入居者に草刈りですとか、その辺はお願いしているところでもありますけれども、入居していない住宅につきましてはその辺がちょっとおろそかになっているという現状もございます。ですので、その辺の状況を見極めてといいますか、周りの環境にも影

響するような場合につきましては行政としましては美化活動といいますか、最低限草刈りですとか、そういうものはちょっと実施したいかなというふうに考えております。

続きまして、旧久保内小学校の２戸の空き家などなど含めて空き家となっている住宅について今後どのようにというお話ですけれども、その辺についてはまだ具体的にどうしようというような方針は決めてはおりませんけれども、今後のまちづくりにおいて支障となるような場合には撤去も考えなければいけないかなとは思いますが、今後のまちづくりに合わせて検討していきたいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ３番、佐藤 恣君。

○３番（佐藤 恣君） 分かりました。やはりある住宅を管理するということは大変だと思うのです。町内には 400 近いいろんな住宅がありますので、この管理ということは今後町の財政に及ぼす影響は相当大的なものになってくるのではないかな、そんな感じがしてなりません。

住宅のほうは、それで終わりにして、次に今回一番補正の大きい農業振興費、これについてお伺いしたいと思います。産地のパワーアップ事業という言葉で表現されておりますし、またブロッコリー生産の改善といいますか、作付面積の拡大に伴う効率化のために新たに農業機械を導入するという説明でしたけれども、今ユーチューブなど見ている町民の皆さんはそれで理解できるのかなと。もう少しこの補助事業の内容について説明していただいて、議会だけでなく今ユーチューブ等で見ている町民の皆さんも理解できるような説明をお願いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業建設課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ただいまのご質問に関して答弁申し上げます。

もう少し具体的に事業の内容を説明ということだったかと思いますが、今回のこの事業に関しましてはブロッコリーの生産についての作付面積の拡大、栽培作業の効率化、収量、品質の向上を図ることが目的ではございまして、町内の１法人、１団体、２つの事業者さんが取り組んでいる事業で、これは令和元年度と２年度と２か年にまたがって実施される事業でございます。農業法人の取り組む事業の具体的な内容に関しましては、今年度移植機を導入、それから来年度防除機を本事業を活用して導入する予定でございます。もう一つの団体に関しましては、今年度播種機と移植機をそれぞれ導入する予定でございます。今年度の補正予算額 1,792 万 5,000 円は、今年度導入する各団体の事業費の２分の１ということになります。これは、消費税を除いた金額の２分の１ということでございます。来年度は、法人で導入する防除機の部分について同じ金額の割合で補助を予定しているところです。これは、まだ決定ではございません。

以上です。

○議長（長内伸一君） ２番、松本 勉君。

○２番（松本 勉君） 何点かあるので、お伺いしたいと思います。まずゆーあいの家

でよろしかったですか、老人クラブ寿会が事務所として使用しているという前置きがございましたけれども、ゆーあいさんの家の和室の暖房設備配管の漏水、故障の修繕でありますけれども、考え方を確認したかったのですが、ここはゆーあいさんですので、指定管理対象施設で指定管理業者さんが管理をしていると、日常。その上で、いわゆる修繕箇所ができた場合、規模の大小を問わず故障の場合は、所有者といいますか、町がその改善を行うということだと思えるのですけれども、その辺の、小破修繕という言葉が行政用語でございましてけれども、細かいものは指定管理の方が行うのだらうというふうに解釈しますが、多分今回町の予算計上されていますから、それを超えている額だと思えるのですけれども、その決めてあるボーダーラインと申しますか、どちらが責任を持って改修するのだと、修繕に対応するのだということをお教えいただきたいということが1つです。

それと次に、町営住宅の管理費に関わって修繕費、先ほどの質問もございましたけれども、答弁等で町内7戸、滝之町が2の久保内地区が5と、これ一度に予算計上されてございますけれども、空き家を改修するということは分かりますが、このタイミングで7つが一回に出てきたということについて質問しますが、その町営住宅の改修のタイミングというのは空き家になった時点ですぐ行うものなのか、空き家に借手が出たということの時点で行うのか、ないしは借手が起きそうだとすることを予知して行うのか、その辺のタイミングを、先ほどの3番議員の質問の中に空き家のままずっと入居者がいない状況の住宅もあるやに質問がございましたけれども、その辺の判断ということがいわゆる入居ニーズがあるからこれ行うのか、それを予知して行うのか、その辺のことをお教えいただきたい。

それと、これも質問ございました産地パワーアップ事業100%、10割が道の交付金、補助金で賄われているということで町単独の支出はございませんけれども、中身については理解いたしました。もう一度確認ですが、その産地パワーアップ事業の目的と申しますか、道が掲げている、それを教えていただきたい。規模の問題なのか、意欲がある事業体なのか、あるいは法人、団体でなければいけないのかといったことも含めてです。取り組む姿勢は分かります。作付面積の拡大と効率化のために大型機械を入れると、この手の補助金が最近目に見えるので、非常にありがたいとも思いますし、本町の産地化といいますか、その形成の支援につながっていくことで期待もしますけれども、その辺のことを教えていただきたいということと、これはもう一つ、議長、関連で恐縮ですが、先ほど3番議員の話にもございましたけれども、議案説明の中でこれだけを副町長の歯切れのいい説明はそれとおりが分かりますが、その中身が伝わってこない、ですからこの資料だけでは全く分からない、だから質問するということではありますけれども、もう少し丁寧な議案説明があってもいいのではないかなというふうなことを、言い方、質疑の対処で感想は変ですが、そう思いました。というのも、その事業の目的がどういうものなのか、対象施設はそうですね、あるいはその7か所がどこなのかということも、町営住宅の箇所、そのぐらひは少なくとも説明があつてしかるべきではないかということをお、すみません、申し添えて質問いたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、私のほうから１点目のゆーあいの家の改修の件に関わるボーダーラインというお話でございますが、現在の協定書においては基本的に小破修繕というものは町側のほうで行うという、そういう内容になっています。これは、施設が全般に老朽化をしていて、その小破、いわゆる細かな修繕というのが以前に比べると多く発生をしてきているということとを鑑みて現在の協定においてはそのような締結をしたというふうにお聞きをしております。あと、今回に関しましては、寿会さんのほうでご使用いただいている施設ではあるのですが、経過としてもともとゆーあいの家ができる前から使っていたところの機能を移転するという意味で和室を提供していると、その和室に関しては一般開放しているものではなくて、老人クラブさんのほうである程度専用的に使用されていると、そういったことも併せて鑑みると双方の状況から今回は町が施行するという判断をしたということでございます。実際には、指定管理者さんのほうと協議をすると、現実には細かなもので指定管理者さんのほうで緊急性があって施行しているものも一部あるようでございますが、一応ルールとしてはそのような状況になっているということでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） では、私のほうから２点目の答弁をしたいと思います。

町有住宅の修繕についてなぜこのタイミングで一括で補正をするのかということと、空き家についてどのような方針で修繕していくかという件だったと思いますけれども、今回の補正につきましては来年度令和２年度の職員の新規採用と教職員の異動によって町内での居住希望をされる方に住宅を準備していくというものでございます。教職員の人事につきましては、３月の中旬にならないと確定しないようでございますけれども、今回の異動につきましては現在町外から通われている方が別な学校に行くという見込みがちょっと多いのではないかとということで、新たに入ってこられる方、先生同士の住み替えというのがなかなか難しい、できないのではないかなというケースも想定されますのでということと、一応新たに来られる先生たちにつきましてはできる限り町内に居住していただきたいという思いもございますので、その受皿となる住宅を確保するために修繕費が不足するということで補正するものでございます。

空き家になっている住宅の修繕の方針なのですけれども、昨今やっぱり老朽化している住宅ということもありまして入居者のニーズが少なくなっているというのは現状でございますので、一応空き家になった住宅も議員おっしゃられたとおりニーズがあってから直してきたというような形で今は入居する希望者があった時点で修繕してきたという経緯がございます。でも、今回の補正につきましては、ニーズがあったからというわけではなくて、ある程度予測の部分もございますけれども、一応７戸の修繕費を計上しておいて、今後異動してこられる方の意向にもよりましてけれども、もしかすると７戸全部修繕しなくて

も済むかもしれませんし、7戸全部しなければいけない状態になるかもしれないということで、ちょっと予測的な予算取りはしておりますけれども、できる限り町内に入居していただきたいということで町としても入居できる住宅を確保したいという考えで補正したものでございますので、最近の修繕の方針とはちょっと違いますけれども、事前に対応できるように予算措置させていただいたというものでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 私のほうから産地パワーアップ事業について説明させていただきたいと思います。

まず、この事業の経過については、先ほど木下課長のほうからもございましたけれども、町内の1農業法人と、それから6戸の農業者が組織する団体の2事業者から近年作付の伸びているブロッコリーについて作付面積の拡大ですとか、播種、移植、防除といった作業の効率化、それから適期作業や管理による収量、品質の向上というのを図るためにこの事業を活用して栽培機械の導入について計画が提出されているということで、私どもとしましては意欲のある農業者が創意工夫をする中で生産性の向上とか、付加価値の向上とか、そういった農業経営を展開する取組については農業振興を図る上で非常に重要であるなどという考えで道のほうと計画協議を進めているというような状況でございます、おおむね承はされているということで。

この産地パワーアップ事業の概要ということですが、十分な説明になるかどうか分かりませんが、まず事業の趣旨ということです。地域の営農戦略、これを産地パワーアップ計画というのですが、これに基づいて意欲のある農業者が生産性の向上とかを図るために行う機械の導入、これ機械の導入と言っていますけれども、この事業は農業者が購入するのではなくてリース会社からリースするという方法で入れる事業でございます。それから、施設の整備の取組もできます。こういったものを総合的に支援する事業、もう一回言いますけれども、自分たちがどういう営農をしたいのだという計画を産地パワーアップ計画にまとめまして、これに基づいて導入していくという事業でございます。取組主体としましては、農業法人は1個でもできます。それから、農業者につきましては、農業者の組織する団体ということになりますので、幾人かで構成していただくということになります。こういったものが対象者となりまして、その補助率は2分の1以内ということになってございます。補助事業の流れとしましては、まず計画書を出していただいて、それが農協とか役場とか、共済組合とか壮警高校とかで構成している壮警町地域農業再生協議会というまた組織がございますけれども、手順としてそこに提出されて、そこから町のほうに上がってくるというような手順で上がってきて、それを道と町が協議してということで、その逆ルートでまた承認行為が始まっていくというような流れでございます。お金のほうは、取組主体から町のほうに提出されまして、道のほうに上がって交付決定されていくというような形でまたお金も町を経由してということになります。こんなようなの

が産地パワーアップの主な目的と事業主体が何かというようなことでございます。

今回の計画としましては、産地の面積の拡大に伴った高性能の機械の導入で販売額の10%以上の増加を図るという目的で戦略でやってございます。あと、機械のそれぞれの特徴とか、そういうのはあるのですけれども、そこは長くなるので、省略させていただきますけれども、そういったことで規模や能力に応じた作業機を導入して農業振興を図っていきこうという形の取組であるということをご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） ほぼ了解いたしましたので、確認でございますけれども、まずゆーあいの家に関しては指定管理のやり取りの中で小破修繕は町が持つということで理解いたしました。

そして、町有住宅の改修については、ニーズを見込んで予算計上はすると、実際は実情に応じて対処して執行残で残るケースもあればということでもいいのですね。ということで理解いたしました。

それから、一応古くてというか、ずっと継続的に空き家の状態のままの状況については、一応そのまま置いてあるのが現状であると、仮にそこに希望が発生するとか、そういうニーズの見込みが出た場合に改修を行うと、こういう理解でよろしいのですね。

それから、産地パワーアップ事業、ほかの品目の団体や法人が取り組むということでもこの事業は要するに申請して補助がつく可能性があるのか、また壮瞥町でそういったほかにも申請なり対応できそうな法人なり事業があるのかというのはいかがなものなのでしょうか、参考までにお伺いしたいのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ただいまのご質問、産地パワーアップ事業はほかの作物等でもいいのかという部分に関しましては、例えば農協さんが事業主体となりましてニンジンに関して同様の事業に取り組んでおります。ただ、同じ地域の中で別々に同じ作物を申請するということは認められないという……

〔発言する者あり〕

○産業振興課長（木下 薫君） 別の場合であれば、それは構わない。

以上です。

〔発言する者あり〕

○産業振興課長（木下 薫君） ほかの団体は、町内は壮瞥町1つだけです。

〔発言する者あり〕

○産業振興課長（木下 薫君） それ以外に申請する団体は、その都度5名以上で組織されておれば申請の対象になります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 補足させていただきます。

一般論でいいますと、産地パワーアップ計画というのはちょっとハードルが高いというふうに理解していただいたほうがいいかなと思って、それはさっき言った所得を今より10%上げるだとか、省力化を10%という数字目標を必ず設定していかなければならないので。ほかの団体での可能性につきましては、やっぱり策略の立て方次第だと思います。例えば違うものでやりたいということになれば、それで5戸以上の農家が集まってその計画、今よりも収量、生産性を10%上げるですとか、いい機械を入れて作業性を10%下げるだとか、そういった計画が理論的にきちっと構成された計画ができれば、あの人だから駄目だとか、そういう事業ではないので、活用できる可能性はあると思います。ただ、そこはやっぱり行政もその計画がうまく成り立つように支援しながら、考え方をうまく整理して国や道と協議していくことが一番重要なのかなと思いますので、法人であれば1個でもできますので、そこはやっぱり目標をどう立てるのか、どういう戦略なのかということをしきりと明確にしてやればできないところはないと思います。ただ、今までは何かでやりたいといったときになかなかみんなの意向がそろわず、10%上がらない人もいるとかということで断念しているというのは聞いたことがございますけれども、それは全道どこの地区でもそのような目標が達成なかなかできないので、やっぱり事業使うのは困難だねという地区もございますし、逆にみんなで頑張っってその地区を取り上げていくのだというふうにやっていけばできるという可能性は秘めているということをご理解していただければと思います。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、歳入について、一般1ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第４号 令和元年度壮瞥町一般会計補正予算（第１２号）については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（長内伸一君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和２年壮瞥町議会第２回臨時会を閉会いたします。

（午前１０時３５分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員